

《令和5. 6年度版》物品の購入等 競争入札参加資格審査申請の手引き

この申請は、令和5年度及び6年度に 沼田町 が発注する物品の購入契約等に係る競争入札に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと令和5年度及び6年度の競争入札参加資格者名簿に登載されます。

なお、資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので留意願います。

1 審査基準日

資格審査の基準日は、令和5年1月1日です。

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定（次に掲げる事項）に該当しない者であること。
 - ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - イ 破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項（不正行為等）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 納税されていること。（法人事業税又は個人事業税及び消費税）
- (4) 令和5年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、同日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。
- (5) 営業に必要な許可等を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力関係事業者には該当しない者であること。

3 希望する業種

登記している具体的な目的の範囲内（個人の場合、営業証明等）で希望する業種・取扱品目を定めてください。

4 申請受付期間

令和5年2月1日から令和5年2月28日まで

※郵送により提出してください。（期間内必着）

5 申請書の提出先

沼田町役場総務財政課財務グループ（管財担当）

〒078-2202 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号、電話番号0164-35-2111（内線208）

6 有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和5年4月1日～令和7年3月31日です。

7 審査結果の通知

申請者に対する資格の審査結果は、「物品の購入等競争入札参加資格審査申請書受領書」の交付により、資格を有するものとします。

8 提出書類等

競争入札参加資格審査申請書に、次の書類を添えて提出してください。

※ 該当しない項目の書類は、提出の必要がありません。

※ 登記事項証明書、身分証明書、営業証明書、各種納税証明書等は、申請受付時前3ヵ月以内に発行された最新のものを出してください。

※ 内容を確認するために他の書類の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 添付書類で、写しを提出した場合については、原本は本来沼田町に提出されるべきものであることから、申請日から参加資格の有効期間が終了する日まで、沼田町の求めに応じて提示できるよう保管してください。

※ ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。

※ ○印は、該当するときに提出する書類です。

(1) 法人の場合

	区 分	法人	適 用
1	登記事項証明書（写し可）	◎	法務局の発行するもの
2	道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（写し可）	◎	道税事務所、振興局税務課で発行するもの ※道に納税義務のない場合（道内に本店・支店等がない等）は、本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書
3	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）	◎	税務署の発行するもの ・納税証明書「その3の3」を提出
4	貸借対照表及び損益計算書（写し）	○	合名会社、合資会社、会社以外の法人の場合 審査基準日直前1事業年度分
5	許認可等に関する証書（写し）	○	希望する業種に許可、免許、登録等を要する場合に提出
6	法定保険加入状況一覧表	◎	加入該当事業所でない場合も提出 加入している場合は加入状況を確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など）を提示、又はコピーを添付すること
7	委任状（任意様式）	○	①道内の支店等の長に入札・契約締結等についての権限を委任している場合に提出 ②行政書士の代理申請
8	誓約書	◎	暴力団員に該当しない等の誓約書

(2) 個人の場合

	区 分	個人	適 用
1	身分証明書（写し可）	◎	市区町村長の発行するもの
2	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの）（写し可）	◎	市区町村長の発行するもの ※営業証明書が発行されない場合又は業種及び営業開始日が記載されていない場合は、次の①、②のいずれかを提出。 ①希望する業種の営業を証する書類（業種の取扱を証する契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等）の写し ②審査基準日直前1年分の確定申告書及び添付書類（青色申告決算書又は収支内訳書）の写し
3	道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（写し可）	◎	道税事務所、振興局税務課で発行するもの。
4	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）	◎	税務署の発行するもの。 ・納税証明書「その3の2」を提出
5	許認可等に関する証書（写し）	○	希望する業種に許可、免許、登録等を要する場合に提出
6	法定保険加入状況一覧表	◎	加入該当事業所でない場合も提出 加入している場合は加入状況ば確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など）を提示、又はコピーを添付すること
7	委任状（任意様式）	○	①道内の支店等の長に入札・契約締結等についての権限を委任している場合に提出 ②行政書士の代理申請
8	誓約書	◎	暴力団員に該当しない等の誓約書

(3) 前回（令和3・4年度版申請）からの変更点

【押印の見直し】

次の申請書・添付書類への押印を不要としました。

- ・競争入札参加資格審査申請書（注1）
- ・競争入札参加資格変更審査申請書（注1）
- ・誓約書
- ・委任状

※注1 行政書士が行う代理人申請に係る行政書士印を除く

【添付書類の見直し】

次の書類の提出を不要としました。

- ・従業員名簿（個人の場合）
- ・賃借対照表及び損益計算書（会社及び個人のみ。会社以外の法人の場合は必要となります。）

次の書類を「写し可」としました。

- ・身分証明書
- ・営業証明書